

最低制限価格の設定方法の改正について

平成 29 年 5 月 17 日
かすみがうら市総務部検査管財課
かすみがうら市上下水道部水道課

標記について、かすみがうら市では「最低制限価格設定方法取扱要領」の一部を改正したのでお知らせいたします。

記

1 最低制限価格制度の対象工事について

予定価格が 130 万円を超える工事で競争入札に付する案件。

2 改正内容について

平成 29 年 3 月、低入札価格調査制度における中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルの調査基準価格の算定基準が改正されました。当市においても、最低制限価格算出方法の一部を中央公契連モデルに準拠した内容に改正します。

改正前

| |
|---------------------------|
| (1) 土木工事等 |
| ①直接工事費× <u>0.95</u> |
| + |
| ②共通仮設費×0.9 |
| + |
| ③現場管理費×0.9 |
| + |
| ④一般管理費×0.55 |
| |
| (2) 建築工事（電気設備・機械設備工事等を含む） |
| ①直接工事費×0.9× <u>0.95</u> |
| + |
| ②共通仮設費×0.9 |
| + |
| ③（現場管理費+直接工事費×0.1）×0.9 |
| + |
| ④一般管理費×0.55 |



改正後

| |
|---------------------------|
| (1) 土木工事等 |
| ①直接工事費× <u>0.97</u> |
| + |
| ②共通仮設費×0.9 |
| + |
| ③現場管理費×0.9 |
| + |
| ④一般管理費×0.55 |
| |
| (2) 建築工事（電気設備・機械設備工事等を含む） |
| ①直接工事費×0.9× <u>0.97</u> |
| + |
| ②共通仮設費×0.9 |
| + |
| ③（現場管理費+直接工事費×0.1）×0.9 |
| + |
| ④一般管理費×0.55 |

(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を有する専門工事業者を対象とした工事

- ① 直接工事費 $\times 0.8 \times \underline{0.95}$
- +
- ② 共通仮設費 $\times 0.9$
- +
- ③ (現場管理費 + 直接工事費 $\times 0.2$) $\times 0.9$
- +
- ④ 一般管理費 $\times 0.55$

(4) 特別なものについては、上記(1)から(3)の算出方法にかかわらず、7/10から9/10の範囲内で適宜設定



(3) 昇降機設備工事その他の製造部門を有する専門工事業者を対象とした工事

- ① 直接工事費 $\times 0.8 \times \underline{0.97}$
- +
- ② 共通仮設費 $\times 0.9$
- +
- ③ (現場管理費 + 直接工事費 $\times 0.2$) $\times 0.9$
- +
- ④ 一般管理費 $\times 0.55$

(4) 特別なものについては、上記(1)から(3)の算出方法にかかわらず、7/10から9/10の範囲内で適宜設定

4 適用時期について

当市発注の入札において、平成29年6月1日以降に入札公告する案件から適用します。

お問い合わせ先

かすみがうら市 総務部 検査管財課 契約担当

TEL. 0299-59-2111 FAX. 0299-59-2130

かすみがうら市 上下水道部 水道課 業務担当

TEL. 029-897-1346 FAX. 029-898-3075